

土庄町農業委員会会議録

令和4年4月20日

出席委員

濱中 紀仁	中黒 哲也	谷 忠敏	森田 嗣洋	中村 邦和
佐伯 敏雄	三村 康	西崎 幸人	田中 保久	森 和志
中野 博喜	小畑 良弘	榎木 通廣		

欠席委員

石井 正樹

事務局

事務局 道下 学 堂山 真由美

開会時刻 13時30分

場所 土庄町役場 3F 会議室 (防災対策室)

(議 長)

ただいまから、4月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

本日は、付議事項として2議案と追加議案があります。議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます、佐伯委員、西崎委員よろしく申し上げます。

それでは議案第1号「農地の権利移動承認について」の(7番)審議に入ります。事務局からご説明いたします。

(事務局)

議案書、ページ、審査書を基に説明。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第1号第7番について、担当地区、谷委員より説明お願いします。

(谷委員)

議案第1号第7番の場所については、畝木地区の新興住宅地の一番奥にあります。すでに譲受人の農地があり、今回はその隣接の農地の買い足しとなります。譲受人は、以前よりオリーブ栽培をされており、調査した結果、特に問題ないと思われま

(議 長)

説明のありました7番の案件について、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第7番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第7番について、原案のとおりご承認いただきました。

次に8番の担当の中村委員よりご説明をお願いいたします。

(中村委員)

第8番の場所については、淵崎地区の山ノ神にあり、今回無償の贈与となります。農地の状態は、半年以上手つかずですが、耕せば十分使える状態です。譲渡人は県外で離れて住んでいることもあり、今回整理をすることになったと思われます。調査した結果、特に問題ないと思われます。

(議長)

説明のありました8番の案件について、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第8番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第8番について、原案のとおりご承認いただきました。

次に第9番の案件について、担当の中黒委員よりご説明をお願いいたします。

(中黒委員)

第9番の場所については、吉ヶ浦の旧道より入り、山側の傾斜地にあります。1枚は草が刈られ管理されている状態、もう1枚も使えないことはない状態です。譲渡人は、草刈りだけでも管理が大変と考えていたところに、譲受人よりオリーブ栽培の話があったそうです。使用貸借でオリーブ耕作をされるとのことです。調査した結果、特に問題ないと思われます。

(議長)

説明のありました9番の案件について、皆さんからご質問はありますか。

(西崎委員)

使用貸借の期間はありますか。

(事務局)

5年です。

(中野委員)

個人の貸し借りか、間に機構は入っているのか教えてほしいです。

(事務局)

個人で、3条の使用貸借です。

(議長)

他にないようですので、決議に移ります。

議案第1号第9番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第9番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして第10番の案件について、担当の谷委員よりご説明をお願いいたします。

(谷委員)

第10番の場所については、土庄の小瀬にあります。譲受人が譲渡人に農地売買の話をしたところ無償で譲ることになったそうです。農地は少し斜めになっているが、オリーブ栽培については問題ないと思われま

(議 長)

説明のありました10番の案件について、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第10番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第10番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第2号「非農地承認願承認について」(4番)の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第2号第4番について、担当の谷委員よりご説明をお願いいたします。

(谷委員)

4番の場所については、大木戸地区1筆となります。現地の確認に行きましたが、立派な家が建っており、調査した結果、特に問題ありません。

(事務局)

補足で説明いたしますが、この案件は非農地の認定基準にもある農地法施行前から引き続き非農地であったものに該当します。課税科目は宅地になっていたが、登記上農地になっていたため、非農地証明の申請となったものです。

(議長)

説明は終わりましたので、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第2号第4番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第2号第4番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、追加議案の「青年等就農計画認定申請書の承認について」事務局からご説明いたします。

(事務局)

申請書、申請概要を基に説明。

(議長)

説明は終わりましたので、皆さんからご質問はありますか。

私から1点、このいちご栽培は新設ですか。

(事務局)

以前豊島でいちご栽培をされていた方が、栽培をやめることとなったため、中間管理を通して使用貸借を締結し、現状出荷している状況です。

(中野委員)

青年等就農計画認定はどんなメリットがあるのですか。

(事務局)

3年間を準備期間として年間150万円の補助金が受け取れます。収入が上がれば補助金が受け取れなくなる場合もあります。

(中野委員)

作付面積が同じで5年後の生産量が増加する計画だが、いちごはそれが可能なのですか。

(事務局)

面積はハウスの規模になるが、今から経験を積みば可能だと思われます。

(西崎委員)

ぜひ、作付面積も増やしてほしいです。

(事務局)

豊島のいちごが有名になってきているので、今後頑張ってくださいと思っています。

(議長)

他に質疑が無いようですので、決議に移ります。

追加議案について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

追加議案について、原案のとおりご承認いただきました。

協議・報告事項は、以上です。

皆さまから何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日はありがとうございました。

閉会時刻 14時10分

議事録署名人 議長 濱中 紀仁

議事録署名人 佐伯 敏雄

議事録署名人 西崎 幸人